



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年1月24日金曜日 第578号

## ◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課).....	43
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	43
肥料の登録.....	(農産園芸課).....	44
肥料登録有効期間の更新.....	( " ).....	44
港湾施設の概要.....	(港湾海岸課).....	44
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	44
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	45
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	46

## 告 示

### ○愛媛県告示第45号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(2-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類

【通称名】2F-NENDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine

- (2) 2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Metonitazepyne、N-PyrrolidinoMetonitazene

- (3) (8R)-6-アリル-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1cP-AL-LAD

- (4) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1cP-MiPLA、1cP-MIPLA

#### 2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

令和7年1月25日

### ○愛媛県告示第46号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に

基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ今治城東店  
今治市美須賀町二丁目6番11号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
石川県白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
石川県白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年9月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,280平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
42台  
イ 駐輪場の収容台数  
18台  
ウ 荷さばき施設の面積  
24平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
24立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和7年1月10日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第47号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和7年1月16日	愛媛県第1303号	菌体りん酸肥料	COERU	窒素全量 3.0 りん酸全量 6.0 加里全量 2.5	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 日本有機四国 愛媛県西条市旦之上乙303番地3

○愛媛県告示第48号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和13年2月19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量	含有を許される有害成分の	有限会社 上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

				5.0	最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
--	--	--	--	-----	-------------------------

○愛媛県告示第49号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港及び宇和島港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

松山港

種類	位置	数量及び能力
港湾管理用資材倉庫（倉庫兼移動式待合室）	松山市海岸通1451地先	数量 1基 仕様 L6 032mm x W2 430mm x H3 470mm
移動式旅客乗降用施設（伸縮式屋根付き通路）	同上	数量 32基 仕様 L1 250mm x W2 220mm x H2 489mm
移動式旅客乗降用施設（旅客分離フェンス）	同上	数量 300個 仕様 W1 000mm x D45mm x H1 180mm
移動式旅客乗降用施設（旅客分離コーンパー）	同上	数量 コーン350個 コーンパー 350個 仕様 コーンH700mm コーンパー 34 x L2 000mm

宇和島港

種類	位置	数量及び能力
港湾管理用資材倉庫（倉庫兼移動式待合室）	宇和島市坂下津甲599-13	数量 1基 仕様 L6 032mm x W2 430mm x H3 470mm

○愛媛県告示第50号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中村時広

湊南地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）湊南の項で指定した標柱4号と標柱5号を順次結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
今治市	湊町二丁目	庚47-1	7、8号

○愛媛県告示第51号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/97508.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

愛媛県西条保健所長 武方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
ワタキューセイモア株式会社  
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2  
代表取締役 村田 清和
- 2 事業場の名称及び所在地  
ワタキューセイモア株式会社四国支店西条工場  
西条市ひうち18-24
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 106全自動洗濯脱水機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号、以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり150キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和7年3月20日	
工事の完成予定年月日	令和7年3月20日	
使用開始の予定年月日	令和7年3月21日	
特定施設の使用時間間隔	8:30~17:30	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	春、秋に20パーセント増加	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9~11 最大 9~11
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 115 最大 128
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 34 最大 37
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	炭素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11.5 最大 13
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 30 最大 45	

- 4 汚水等の処理施設に関する事項  
(1) 排水処理設備

設置年月日	平成17年9月22日		
処理施設の種類	活性汚泥処理装置 フェントン酸化処理装置 リサイクル設備		
処理施設の型式	活性汚泥処理装置 フェントン酸化処理装置 リサイクル設備		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	横 14,000ミリメートル 縦 58,950ミリメートル 高さ 5,000ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり950立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理、フェントン酸化処理、リサイクル設備		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 108 最大 120	通常 10 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 32 最大 35	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	炭素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 12	通常 0.94 最大 0.94
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 634 最大 950	通常 634 最大 950

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10

燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.94
	最大	0.94

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	634
	最大	950

○愛媛県告示第52号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-3)第6480号	令和3年11月4日	(株)久保工業所	井上まゆり	松山市山越1-18-2	令和6年12月6日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第10874号	令和2年6月19日	大野建設	大野 光信	松山市北梅本町2311-1	令和6年12月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般-3)第12578号	令和4年3月18日	(有)大雄建設	岡本 博	松山市志津川町28	令和6年12月19日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第18437号	令和2年3月26日	丸巻築炉(株)	松高 雄一	伊予市下吾川232-87	令和6年12月19日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第17445号	令和2年2月19日	(株)アイホーム	徳永 秀家	松山市東垣生町71-1	令和6年12月20日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第7856号	令和3年9月14日	楢アルミ建材(有)	村上 高志	松山市居相1-3-1	令和6年12月23日	建具工事業	建設業の廃止
(般-1)第11842号	令和2年2月24日	エイコー技研(株)	高木 一成	松山市中須賀1-17-3	令和6年12月23日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-6)第18333号	令和6年8月13日	(株)ロクマルエンジ	河上 大	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	令和6年12月25日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止